

2024年度地方財政計画について

飛 田 博 史

<要 旨>

2024年2月6日に2024年度地方財政計画が閣議決定された。収支規模、一般財源総額ともに給与関係経費や一般行政経費を中心に拡充し過去最高額に達した。一方、財源不足は定額減税による減収の影響を受けながらも前年度を下回り、いわゆる折半ルール適用は3年連続で見送られた。

歳出の特徴としては給与改定や会計年度任用職員の勤勉手当の反映、地方公務員の人材育成等の人への投資が充実したこと。また、一般行政経費では岸田政権のこども・子育て施策の充実に合わせ、長年抑制されてきた単独事業の通常分に1,000億円が計上された。また、これらを受けて交付税算定の項目として新たに「こども子育て費（仮称）」が創設され、制度発足以降初めて測定単位に「18歳以下人口」が採用された。

今年度の地財計画は、交付税項目の創設がもたらす算定結果への影響を注視しつつ、給与関係経費や一般行政経費を軸とする標準的行政水準の展開を期待させるものである。

はじめに

2023年12月22日に2024年度政府予算案が閣議決定され、あわせて2024年度地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が公表され、2024年2月6日には地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）として閣議決定された。新年度の地財計画では引き続き岸田政権のデジタル田園都市国家構想事業や物価高対策などが盛り込まれたほか、新たに定額減税による減収対策、こども・子育て政策にともなう財源対策、2023年人事委員会勧告にともなう給与改定等が反映された。

収支規模および一般財源総額とも過去最高を更新する一方、財源不足は1990年代初頭以降過去最小を更新した。また、交付税算定では新たに「こども子育て費」が創設されるな

ど、単なる規模だけにとどまらない財源保障の新たな展開も注目される。

本稿では2024年度の地財計画の概要や特徴について解説し、今後の財源保障を展望する。

1. 政府予算の動向

(1) 2023年度補正予算 — 3年連続で地方交付税の増額補正、給与改定等への対応

2023年11月29日に一般会計総額13.2兆円に上る補正予算が成立した。歳出では物価高対策（2.7兆円）、賃上げや地方の成長（1.3兆円）、国内投資の促進（3.4兆円）など、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（財政法第29条）」というよりも、実質的に2024年度予算を先取りする内容が目立った。歳入では総額の7割近くを公債金（8.9兆円）で確保しており、このほかでは新型コロナウイルス感染症対応の予備費の使途変更（2兆円）などで対応した。

地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）については、2022年度および2023年度の国税決算の上振れにともない3年連続で増額補正となった。具体的には一般会計における国税4税の法定率分7,820億円および交付税特別会計（以下「交付税特会」と呼ぶ）における地方法人税の増収分を合わせて8,584億円が追加分として生じた。また、2023年度の地財計画で交付税特会借入金償還に充てる予定だった3,000億円を繰り延べることで、追加財源を捻出し、合計で1兆1,584億円の一般財源を確保した。

図表1はこの財源の活用方法である。

年度内に交付税の再算定により追加交付される額は5,741億円、このうち3,000億円は地財対策として過去に発行された臨財債の2024年度、2025年度償還分に充てる財源として、交付税の基準財政需要額に「臨時財政対策債償還基金費」を年度限りで創設して算入した。

残りは普通交付税の基準財政需要額に年度限りの費目として「臨時経済対策費」⁽¹⁾を創設し、調整戻し⁽²⁾と合わせて2,436億円、特別交付税として305億円（うち災害等対応分150億円）が交付された。

総務省の事務連絡によれば、交付税の追加算定分は、国の補正予算にともなう地方

(1) 詳しくは拙稿『自治総研』2024年2月号を参照されたい

(2) 調整戻しとは地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突合せさせるために、全国一律で割落とした分を各自治体に再交付することである

図表 1 2023年度補正予算にともなう交付税追加財源の活用状況

活用方法		金額（億円）	備 考
2023年度交付分		5,741	
内訳	臨時財政対策債償還基金費	3,000	2024年度、2025年度臨財債償還分へ 充当
	普通交付税 （臨時経済対策費・調整復活分）	2,436	臨時経済対策費は2021年度以来2回 目の創設
	特別交付税	305	うち災害等対応分150億円
2023年度地財対策見直し分		1,000	2023年度の地財対策で予定されてい た公庫債権金利変動準備金活用を見 直し
2024年度地財対策分		4,843	
合 計		11,584	

（資料） 総務省自治財政局事務連絡2023年11月10日より作成

負担と2023年度の地方公務員の給与改定（人事委員会勧告を踏まえた遡及改定分）の実施のための財源と位置付けており、給与改定分については、2023年度の一般行政経費の単独事業分に計上されている追加財政需要分4,200億円と合わせた財源で対応するよう求めている。

再算定以外では、2023年度地財対策として公庫債権金利変動準備金1,000億円の活用を予定していたが、これを見直してこの増額補正のなかで対応することになった。

また、残額となる4,843億円は、後述する2024年度地財対策分として繰り越された。

（2） 2024年度政府予算案

「歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算」と銘打った2024年度政府予算案は、一般会計規模が112兆5,717億円（能登半島地震復旧・復興のため2024年1月6日に5,000億円増額）と新型コロナ対策から平時へと移行する方針を踏まえ、当初ベースでは12年ぶりに前年度を下回ったが、防衛関係費における防衛力強化資金の繰入がないことや物価高対策等への予備費の見直しが主な削減要因であり、実質的には社会保障、防衛関係費、地方交付税、国債費などが大きく伸びている。とりわけ国債費の増加は長期金利動向を織り込んだもので、いよいよ「金利のある世界」に入ってきたことは留意すべき状況である。

歳出では社会保障関係費が前年度を8,506億円上回る37兆7,193億円（前年度比2.3% 以下同じ、▲はマイナス）で、実質的な伸びを高齢化にともなう増加分の枠

内とする方針を達成しつつ、こども未来戦略にもとづく児童手当の拡充、保育士の配置基準改善や処遇改善等を盛り込んだ。これらは地方負担をとまなうため、地財計画でも政策経費が反映されている。

文教及び科学振興費も5兆4,716億円（1.0%）と義務標準法の改定にもとづく35人学級の段階的導入や人事院勧告を踏まえた教職員の昇給、多子世帯等への大学授業料無償化等を盛り込み、前年度を上回った。

そのほか、引き続きデジタル田園都市国家構想の予算を確保し、GX（グリーントランスフォーメーション）投資の支援なども盛り込まれ、全般に岸田政権の目玉政策が網羅される姿となった。

歳入では税収が69兆6,080億円と前年度を1,680億円上回った。所得税の定額減税が大きなマイナス要因となったものの、法人税等の増収見通しによりかろうじて減収を回避した。公債費についても34兆9,490億円と特例公債の発行を抑制し前年度を6,740億円下回ったが、依然として多額の国債依存の予算構造は改善していない。

2. 地財計画の概況 — 子育て支援の充実、給与改定等で規模拡大

（1）全体の規模

地財計画の規模は93兆6,388億円（1.7%）、一般財源総額は65兆6,980億円（1.0%）、交付団体ベースの一般財源総額は62兆7,180億円（0.9%）といずれも3年連続で前年度を上回り過去最高水準となった。なお、一般財源総額確保については2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」で明記された、いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール⁽³⁾」の最終年度となる。

一般財源のうち、地方税は42兆7,329億円（▲0.3%）と住民税減税の影響で前年度を下回るものの、事業税や固定資産税などが伸びたため比較的小幅な減少にとどまっ

-
- （3）地財計画の一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、2011年の民主党政権下の「財政運営戦略」で明記され、その後は「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針）に引き継がれ、ルールが更新されてきた。直近では骨太方針2021において「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に確保する」と明記されている

た。また、地方譲与税についても特別法人事業譲与税などが伸びたことで全体として前年度を1,000億円以上上回った。

交付税総額は18兆6,671億円（1.7%）と6年連続で前年度を上回り、前年度と同じ高い伸び率となった。一方で臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の発行額は4,544億円（▲54.3%）と交付税財源の確保と財源不足の縮小により半減した。2023年秋頃より、日銀の金融政策が見直されたことなどを背景に長期金利の上昇傾向がみられるなかでは、臨財債の抑制は必要不可欠である。交付税と臨財債を合計した実質的な交付税総額は、19兆1,215億円（▲1.2%）と財源不足の縮小により3年連続で前年度を下回った。

（2） 財源不足

財源不足は1兆8,132億円（▲8.9%）と3年連続で減少し、財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる折半ルールも3年連続で適用されなかった。金額だけみると収支均衡に近づきつつあるようにみえるが、後年度の交付税総額から控除する要因（法定率分にかかる国税減額補正精算分や交付税特会借入金の残高）があることから、実質的な財源不足の解消には時間を要する。

（3） 東日本大震災分（2,881億円 ▲11.9%）

地財計画の別枠となっている東日本大震災分は、復旧・復興事業と全国防災事業を合わせて2,881億円と減少傾向が続いている。このうち復旧・復興事業は直轄・補助事業が中心で投資的経費では1,329億円（7.6%）と前年度を上回っている。具体的な事業について、主な事業は一般行政経費では災害公営住宅等家賃対策補助、投資的経費では社会資本整備総合交付金関連事業、福島再生加速化プラン関連事業などがあげられる。福島再生加速化プランの期間は当面2025年度までとされているが、必要な限り今後も予算枠を確保していく必要がある。一方、地方単独事業は減少しており、地方税等の減収補てんなどが主なものである。

一方、全国防災事業は震災後に全国的に行われた防災減災事業の地方負担分であり、現在は公債費のみとなっているため、減少傾向が続いている。

3. 地財対策の特徴

次に財源不足1.8兆円に対する地財対策の内容についてみていこう。

図表2は2014年度以降の財源不足額と地財対策の内容である。

まず、財源不足の推移をみるとリーマンショック後の影響が残る2014年度では10兆円を超えていたが、その後減少傾向が続き、コロナ禍の2021年度は再び10兆円となったものの、補正予算段階で国税法定率分の大幅な増収見通しとなり、実質的には減少傾向が続いている。地財対策では折半ルールの適用（一般会計加算のうち臨時財政対策加算および臨財債の発行のうち新規発行分）は実質的には2019年度以降解消しており、「その他」の交付税特会剰余金や公庫債権金利変動準備金などの臨時的な財源を適宜活用しつつ、概ね既定の財源加算の枠内で財源不足を補っている。

2024年度の地財対策の詳細は以下の通りである。

（1）一般会計加算

◆ 既往法定分等（3,488億円）

既往法定分等とは過去の経済対策等⁽⁴⁾で生じた地方負担を、地方交付税法にもとづき一般会計から加算するものである⁽⁵⁾。2022年度、2023年度は財源の余裕があったことから予定の加算を後年度に繰り延べたが、2024年度は既定通りの加算となった。

（2）地方債の増発

◆ 財源対策債（7,600億円）

公共事業の建設地方債の充当率に上乘せして発行する財源対策債は、充当率の隙間となる一般財源負担を節約することにより間接的に一般財源を確保する対策であり、2024年度も3年連続で同額となった。

（4）配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収補てん、公共事業等臨時特例債の利子負担、投資的経費と一般行政経費の各単独事業の一体的かい離は正分の一般財源相当の地方財源負担分として後年度加算することとされた額の一部

（5）1980年代から1990年代の国の行革推進にともなう公共事業等の国庫補助負担率の引き下げで生じた地方負担分の財源措置の一つとして、公共事業等臨時特例債が発行され、その利子負担分が主なものである

◆ **臨財債（4,544億円）**

既述の通り折半ルールの適用がなかったため新規発行はなく、3年連続で既往債償還分（すでに発行された臨財債の償還分）に限定している。2023年度の臨財債の発行残高は49兆119億円に対し、2024年度末の見込みが45兆7,750億円と3兆2,369億円も圧縮する見通しであり、既往債償還分としての実質的な借り換えは一部にとどめ、通常的一般財源で償還を進めていることが推察される。

(3) **その他（2,500億円）**

◆ **交付税特会剰余金の活用（500億円）**

過去の地財対策による交付税特会借入金の利払費の予算不用額の一部を、財源対策として活用するものであり、図表のようにこれまでもしばしば充当されてきた。2024年度は500億円が活用された。

◆ **公庫債権金利変動準備金の活用（2,000億円）**

正式には地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金と呼ばれるもので、全地方自治体が出資する同機構の前身である旧公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動に備える準備金である。同準備金は債権管理の段階的な終了とともに国庫に返納されるが、管理途中においても国が不用と判断すれば国庫に返納することができる。地財対策ではこの不用額の一部が適宜活用されている。直近では2021年度に地域デジタル社会推進費の財源として4,000億円が確保され、2023年度にそのうちの1,000億円が活用される予定であったが、第1章で解説したように同年の補正予算で交付税財源の上振れ分を活用したため1,000億円分を繰り延べた。2024年度は2,000億円を活用することから、現時点では残り2,000億円が留保されていることになる。

図表 2 地財対策の状況

(億円)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
一般会計加算	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915	154	154	3,488
内訳											
既往法定分等	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154	154	3,488
臨時財政対策加算	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169			
別枠加算	6,100	2,300									
財源対策債の発行	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700	7,600	7,600	7,600
臨時財政対策債の発行	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796	17,805	9,946	4,544
内訳											
既往償還分等	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627	17,805	9,946	4,544
新規発行分	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169			
その他	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811		2,200	2,500
内訳											
国税決算精算繰り延べ					2,245			4,811			
交付税特別会計償還繰り延べ				1,000				8,500			
交付税特別会計剰余金活用	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500		1,200	500
公庫債権金利変動準備金活用		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000		1,000	2,000
合計(財源不足額)	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222	25,559	19,900	18,132

(注) 2023年度の公庫債権金利変動準備金活用は補正予算で交付税の増額が生じたため見送られた
(資料) 各年度の地財計画概要から作成

4. 歳出の動向と特徴

(1) 概況

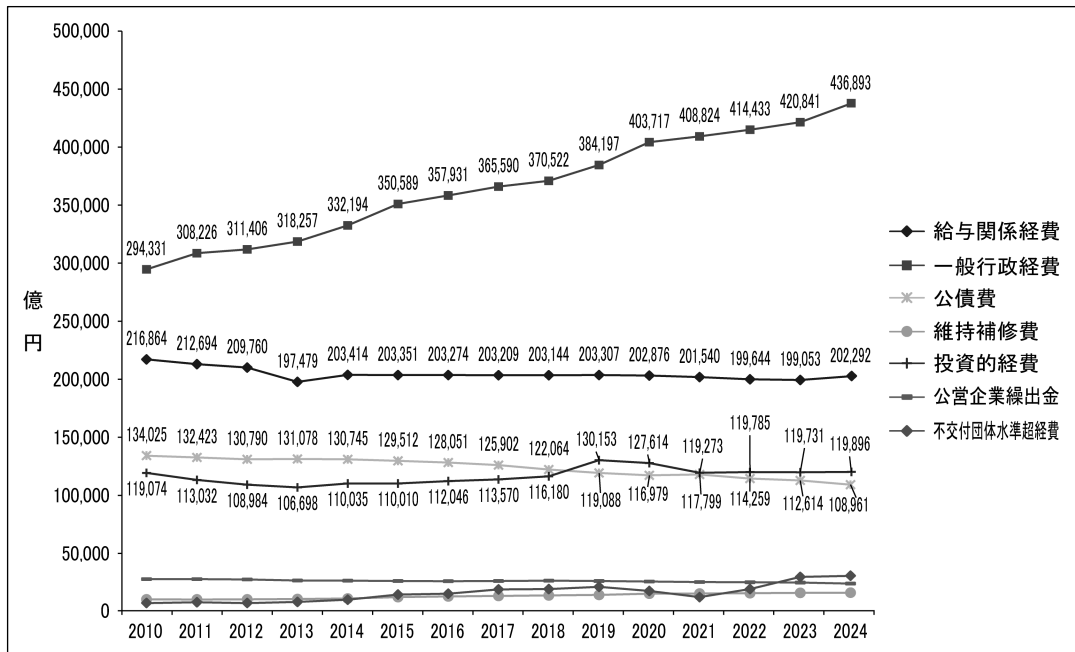
図表 3 は直近15年間の地財計画の歳出の動向を示したものである。

一般行政経費は社会保障関係費を中心に増加傾向が続いており、2024年度は子育て支援等の政策の充実などにより、2019年度の消費増税にともなう社会保障の充実以来の高い伸び率となっている。また給与関係経費は退職手当を含めると総額では減少傾向にあったが、給与改定などにより総額でも2014年度以来⁽⁶⁾の高い伸び率となった。公債費についても臨時債の償還を含め減少傾向にある。投資的経費はこども・子育て支援事業費の新設により微増となった。維持補修費も2012年度以来伸び続けており、2024年度も小幅ながら増加している。

水準超経費は交付税の不交付団体財源超過分に相当する経費を包括的に計上したもので、不交付団体を含んだ地財計画の収支を積算するための便宜上の経費である。一般的には地方税が増加する局面では都市部を中心とする不交付団体の増収幅が大きい

(6) 2014年度は前年度に東日本大震災対策の財源確保を目的とする地方公務員給与の臨時特例分を復元したため高い伸び率となった

図表3 地財計画の歳出の推移



(資料) 図表2と同じ

ため、これに対応する水準超経費も伸びる傾向がある。2024年度は地方税が前年度を下回ったにもかかわらず水準超経費は3年連続で増加している。これは、後に見るように定額減税で個人住民税が減少する一方で法人課税分は増加しており、都市部の不交付団体の税収が伸びたことが要因と推察される。

(2) 給与関係経費 (20兆2,292億円 1.6%)

◆ 概況

給与関係経費では一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの人件費、議員報酬等を見積もっている。総額は20兆2,292億円と3年ぶりに20兆円台を回復した。退職手当以外は19兆1,527億円(2.0%)で給与改定等が反映された。また後述するように計画人員も増員されており、久々に本格的な経費の充実が図られたといえる。一方、退職手当は1兆765億円(▲5.0%)で、地方公務員の段階的な定年延長にともなう隔年での変動を平準化するため、2年分の平均額を計上している。

図表4は給与関係経費の基礎となる計画人員の推移を過去5年間にわたりみたものである。

計画人員の合計は233万1,860人、前年度比で14,473人増と、ここ数年では最も大幅な増員を見込んだ。非義務教育教員を除くすべての職種において前年度を上回っており、定年の段階的な引き上げにともなう一時的な職員の増員や専門職の充実を含め、全般的な増員が図られている。詳細は以下の通りである。

- ・ 義務教育諸学校教職員

児童生徒数の減少等にもない3,522人の減員を見込む一方で、小学校高学年の教科担任制の教科や小学校の35人学級の段階的推進などの改善増5,660人、定年引上げによる増員4,331人などを織り込み、差引で6,469人の増員を見込んだ。

- ・ 非義務教育教職員

児童生徒数の減少等にもない2,619人の減員を見込む一方で、定年引上げによる増員1,048人を織り込み、差引で1,571人の減員を見込んだ。

- ・ 警察官

定年引上げによる増員509人を見込んだ。

- ・ 消防職員

消防防災行政の状況等を踏まえて例年と同様の500人の増員に加え、定年引上げによる増員として313人を織り込み、合計で813人の増員を見込んだ。

- ・ 一般職員

児童福祉司等の増員769人、定年引上げによる増員3,052人のほか、例年と同様の増員を加え、合計で8,253人の増員を見込んだ。

図表4 計画人員の増減の状況

(人)

	2020		2021		2022		2023		2024	
	計画人員	増減	計画人員	増減	計画人員	増減	計画人員	増減	計画人員	増減
義務教育諸学校教職員	688,174	433	689,120	946	690,876	1,756	692,093	1,217	698,562	6,469
非義務教育教員	225,582	▲ 4,071	221,209	▲ 4,373	218,687	▲ 2,522	216,962	▲ 1,725	215,391	▲ 1,571
警察官	254,739	159	254,489	▲ 250	254,489	0	254,489	0	254,998	509
消防職員	160,827	1,000	161,327	500	161,827	500	162,327	500	163,140	813
一般職員	977,495	5,104	983,464	5,969	988,890	5,426	991,516	2,626	999,769	8,253
うち定年引上げに伴う一時的増員				450		450		750		3,052
うち児童福祉司等		576		920		703		769		769
合計	2,306,817	2,625	2,309,609	2,792	2,314,769	5,160	2,317,387	2,618	2,331,860	14,473

(資料) 総務省「令和6年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」より作成

◆ 給与改定の反映

2023年度の人事院勧告を踏まえ、秋の各都道府県、政令市等の人事委員会勧告で月例給および一時金等の引き上げが勧告された。地財計画でもこれらを踏まえ一連の人件費の引き上げを盛り込んだ。給与改定分としては約3,300億円が計上されており、このうち600億円は会計年度任用職員分として一般行政経費の単独事業分に計上され、金額は不明であるが公営企業繰出金の人件費引き上げ分も一部含まれている。これらの残りが給与関係経費に計上されている。

◆ その他

地財計画の概要では触れられていないが、2022年12月の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづき、2024年度までに児童福祉司約1,060名、2026年度までに児童心理司約950名を増員する方針が示されており、当年度の増員分として児童福祉司約530人、児童心理司約240人が計上された。

(3) 一般行政経費 (43兆6,893億円 3.8%)

◆ 概況

一般行政経費では社会保障、保健衛生、各種行政サービスにかかる運営費、総務費関連などのソフト事業および個別政策を盛り込んだ特別枠が計上されている。

総額の伸びは3.8%と2020年度以来の高い伸びとなった。このうち補助事業分は25兆1,417億円(4.9%)と社会保障関係費の自然増、子育て施策の充実などが反映されている。一方、単独事業分も15兆3,861億円(2.8%)と消費増税や三位一体改革といった特別な時期を除けば2000年代初頭以来の伸びとなり、子育て施策にともなう単独事業分の充実や会計年度任用職員の処遇改善が反映された結果である。

◆ 会計年度任用職員の給与改定および勤勉手当

既述のように会計年度任用職員については、給与改定分約600億円が一般行政経費の単独事業分に計上された。また、2023年4月の地方自治法改正により会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となり、同年6月の総務省通知でもその適切な支給が要請された。これらを踏まえ、同単独事業分に所要額となる1,810億円が計上された。なお、これらの金額は総務省が昨年自治体向けに行った実態調査にもとづいている。ただし、2020年度の制度導入にともない支給可能となった期末手当の場合、全国的な普及に一定の期間を要したことから、国は継続的な実態調査を行い、地財計画に適宜反映させていくことが求められる。

◆ こども・子育て政策強化にともなう単独事業の拡充

昨年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、2024年度から3年間を「加速化プラン」と位置付け、総額3.6兆円を見込み、児童手当の拡充（高校生年代までの支給と所得制限の撤廃、第3子以降の増額）、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度（仮称）」の導入などが盛り込まれた。これらにともない地方負担分について一般行政経費等（人件費関連は一部給与関係経費にも反映されたとみられる）の補助事業分等において約2,250億円（給与関係経費分も一部含まれているとみられる）が計上された。主な内訳のうち金額が多いものとしては児童手当の拡充294億円、幼児教育・保育の質の向上（4・5歳児の職員配置基準の改善、教諭の処遇改善）656億円、放課後児童クラブの拡充396億円、多様な支援ニーズへの対応（児童扶養手当の拡充、児童福祉司等の増員等）621億円などである。

また、自治体独自のこども・子育て施策を実施するための財源保障として、単独事業分に1,000億円を計上した。このように子育て施策として明示的に単独事業分の経費の充実が図られたのは、2011年度以来である⁽⁷⁾。なお、この増額分を受けて行う事業については基本的に自治体の裁量に委ねられるが、地財計画の資料では「主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定」するとしている。施策例としては幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等、ひとり親家庭等への支援、こどもの居場所づくりへの支援などがあげられている。したがって、医療費助成や給食費助成などの現金給付に相当する事業は対象とはみなされていない。

◆ 普通交付税における「こども子育て費（仮称）」の創設

こども・子育て政策の強化とあわせて、今後、自治体を実施するこども・子育て対策の全体像を財源保障として明確に位置付けるために、普通交付税の基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）に新たに「こども子育て費」が創設される。需要額の各項目を規定する地方交付税法では本則に明記されることから恒久的な項目として位置付けられる。こうした本則における項目の新設は、2007年度の新型交付税導

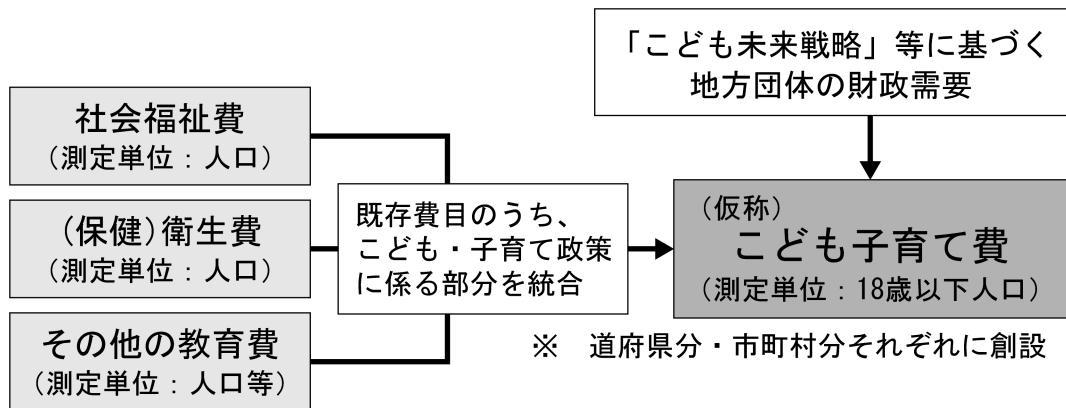
(7) 当時は前年度の単独事業の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」を引き継いで「地域活性化・雇用等対策費」が創設され、これに「子どもに対する現物給付」等の子育て施策として1,000億円が加算された

入時以来であり⁽⁸⁾、その目的からしても注目に値する。

図表5はこども子育て費の概要である。

算定式や需要額の規模などは明らかではないが、測定単位として制度発足以降初めて「18歳以下人口」が採用された。算定対象となる経費は「こども未来戦略」等にもとづく地方団体の財政需要のほか、既存の需要額の項目からこども・子育て関連の経費の部分を移行させる。具体的な需要額の項目は社会福祉費（人口）、（保健）衛生費（人口）⁽⁹⁾、その他の教育費（人口等）、このほか、包括算定経費の一部も対象となる。例えば市町村分の社会福祉費には保育所等のこども・子育て支援費、児童措置費など、保健衛生費では母子衛生費が算定されており、こうした一連の需要額を移行させることが予想される。これまで測定単位を人口で算定した項目から18歳以下人口で算定する項目に移行させることは、各自治体の算定結果に大きな影響を与える可能性があり、今後、法令等で明らかにされていく具体的な算定方法について注目する必要がある。

図表5 基準財政需要額のこども子育て費の概要



※ このほか、包括算定経費からも一部移管

(資料) 2024年度地財計画の概要より抜粋

(8) 当時は交付税算定の抜本的な見直しが行われ、個別算定経費と包括算定経費に区分され、前者では地域振興費が新設された

(9) 道府県分では衛生費、市町村分では保健衛生費

◆ **物価高騰への対応（継続）**

原油価格の高騰ともなう学校や福祉施設等の自治体施設の光熱費高騰や人件費の上昇ともなうごみ収集などの委託料の増加などを踏まえて、単独事業分に前年度と同額の700億円を計上している。2023年度はもっぱら光熱費の高騰が対象であったが、2024年度は400億円を光熱費に充て、残りを新たに委託料の上昇対応分として盛り込んだ。なお、交付税算定では光熱費対応は包括算定経費の単位費用に算入され、委託料は各項目の単位費用の基礎に含まれる「委託料」を引き上げる見通しである。

なお、一般行政経費以外に計上される物価上昇対策として、庁舎移転事業および公立病院の新設・建替等事業ともなう地方債の建設事業単価を引き上げる。

◆ **新型コロナワクチン接種**

2023年5月8日から新型コロナウイルスが5類感染に移行し、2024年度以降のワクチン接種については原則65歳以上を対象に自己負担をとまなう定期接種となる。国の方針によれば自己負担の上限を7,000円とした上で低所得の高齢者については引き続き公費負担とする。この対象者への自治体による定期接種を実施するための必要経費として単独事業分に450億円を計上する。

◆ **デジタル田園都市国家構想事業費（継続）**

単独事業分の特別枠として前年度に新設されたデジタル田園都市国家構想事業費は、同額の1兆2,500億円となった。同事業費は内訳として地方創生推進費1兆円、地域デジタル社会推進費2,500億円からなる。後者についてはマイナンバー利活用事業として2023年度から2年間にわたり500億円が計上されている。

地方創生推進費は普通交付税において「地域の元気創造事業費」3,900億円⁽¹⁰⁾、「人口減少等特別対策事業費」6,000億円が算定されている。人口減少等特別対策事業費の算定では2020年度から5年間にわたり、補正係数の算定で「取組の必要度」から「取組の成果」へと1,000億円分をシフトさせており、2024年度も引き続き算定の見直しが行われる。

◆ **地域社会再生事業費（継続）**

2020年度に創設された同項目は「地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組む」目的から創設され、引き続き存置されている。

(10) 100億円は特別交付税で交付

交付税算定では同名の項目で算定されており、あくまで「当分の間」という位置づけであるが、人口減少社会の財政需要を捉えようとする内容となっており、今後の展開を期待したい項目である。

(4) 投資的経費 (11兆9,896億円 0.1%)

◆ 概況

総額の伸びは小幅であるが、新たにこども・子育て政策の施設整備関連の単独事業が盛り込まれた。また、既述の物価高騰対策の一部や脱炭素化対策の対象事業の拡充など内容面での充実がはかられた。

◆ こども・子育て支援事業費

既述のこども未来戦略を踏まえて、子育て相談室やあそびの広場といったこども・子育て支援機能強化にかかる施設整備、あるいは児童館や保育所等の児童福祉施設の空調、遊具といった子育て関連施設の環境改善整備の単独事業について、新たに「こども・子育て支援事業債」(2024年度～2028年度)を創設する。事業費は500億円で、こども基本法にもとづく都道府県・市町村こども計画に位置付けた単独事業を対象に、起債充当率90%、元利償還金の交付税措置率は改修の場合50%、新築や増築は30%という条件である。

◆ 庁舎移転事業の建設費の物価高騰対策

単独事業分の緊急防災・減災事業費は引き続き5,000億円を計上しているが、そのうちの庁舎移転事業にともなう緊急防災・減災事業債の建設単価を42.2万円/㎡から46.8万円/㎡へ引き上げる。

なお、物価対策ではないが、緊急防災・減災事業債について、消防の広域化、連携・協力等を通じた消防・防災力の強化に資する対象事業を拡大する。

◆ 地域脱炭素化対策の充実

昨年度より創設された単独事業分の脱炭素化推進事業費は引き続き1,000億円が計上された。そのなかで脱炭素化推進事業債の対象事業として、新たに地域内消費を主目的とする再生可能エネルギー設備を含めた。なお、FIT事業は対象外となり、小水力発電などが対象となる見通しである。

このほか過疎対策事業債では再生可能エネルギー設備、公用施設等のZEB化(施設の消費エネルギーゼロ化)について「脱炭素化推進特別分」として優先的に起債の同意を行う。

(5) 公営企業繰出金（2兆3,202億円 ▲3.2%）

公営企業債償還費の普通会計負担分が減少傾向にあることから前年度を下回っている。

事業内容では物価高騰対策として病院事業債の建築単価の上限を47.0万円/㎡から52.0万円/㎡に引き上げる。病院事業債自体は公営事業会計であるため、直接地財計画の事業として計上されないが、元利償還金の2分の1が一般会計からの繰出分（普通交付税措置有り）となるため、後年度の本経費に計上される。

公営交通についてはコロナ禍での経営悪化に対する資金手当として「特別減収対策企業債」の対象事業であったが、同事業の終了を引き継ぐかたちで「交通事業債（経営改善推進事業）」が創設された。発行期間は2026年度までである。一般会計からの繰出分は明らかではないが、これについても本経費に計上される。

(6) その他の注目される事業

その他地財計画で注目される事業としては、いわゆる人への投資にかかわるものがあげられる。

過疎地域などで活動する人材育成として「地域活性化起業人」制度について既存の企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、個人が副業として参画する方式（副業型）についても特別交付税の交付対象とする。地域おこし協力隊では報償費等の引き上げ（280万円/人から320万円/人）について同交付対象とする。

地方公務員についても人材育成や確保を推進するため、当該市町村や都道府県による市町村職員向けの新たな政策課題等に関する研修費について特別交付税の交付対象とすることなどがあげられる。

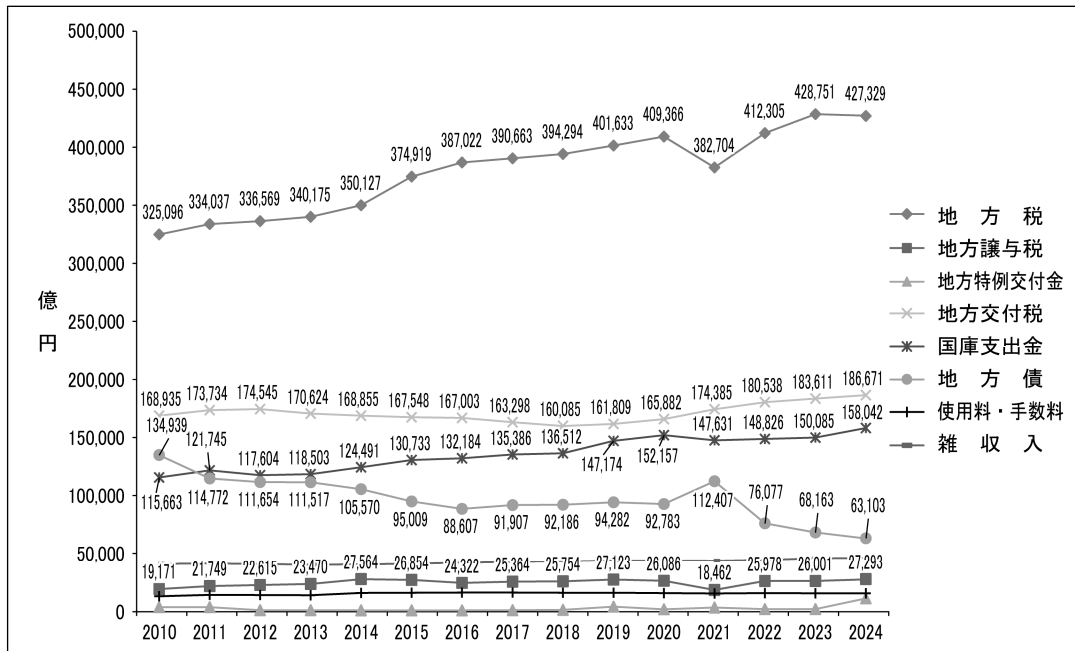
5. 歳入の特徴

(1) 概況

図表6は直近15年間の歳入の推移を項目別にみたものである。

一般財源関係では地方税が2014年度、2019年度の税制改正（地方消費増税）をステップに着実な増加傾向を続けてきた。2021年度はコロナ禍の影響を織り込み大幅な減収を見込んでいたが、実際には前年度を上回っており堅調に推移してきたとみるこ

図表6 地財計画の歳入の推移



(資料) 図表2と同じ

とができる。そうしたなかで2024年度は定額減税の影響を受けて前年度を徐々に下回る見通しとなっている。また、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金⁽¹¹⁾はいずれも前年度を上回っている。地方債は中期的には発行額が減少傾向にあり、近年は財源不足の縮小により、臨財債の新規発行がないため地方債全体でも急減している。なお2021年度はコロナ禍の財源不足が拡大すると見込んだため臨財債発行可能額を大幅に引き上げたが、補正段階では財源不足の縮小が明らかとなり、実質的には財源不足の傾向が続いている。

(2) 地方税 (42兆7,329億円 ▲0.3%)

図表7は地方税の当初見込みの主な税目を前年度と比較したものである。

道府県税、市町村税とも個人住民税は定額減税の影響によりマイナス4%台と大幅

(11) 資料では新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が計上された2021年度以降「等」を付記しているが、本稿では時系列の分析を行う都合上「等」を付記せず記述する

図表7 2024年度の地方税当初見込額

		(億円)			
		2023	2024	対2023年度 増減	伸び率
道府 県 税	道府県民税個人分	46,080	43,967	-2,113	-4.6%
	道府県民税法人分	3,584	3,576	-8	-0.2%
	利子割	211	197	-14	-6.6%
	配当割	2,608	2,267	-341	-13.1%
	株式等譲渡所得割	1,743	2,580	837	48.0%
	事業税	48,653	50,735	2,082	4.3%
	地方消費税	65,882	64,004	-1,878	-2.9%
	自動車税	16,178	16,531	353	2.2%
	その他	15,397	15,441	44	0.3%
		道府県税計	200,336	199,298	-1,038
市 町 村 税	市町村民税個人分	84,883	81,313	-3,570	-4.2%
	市町村民税法人分	16,536	16,946	410	2.5%
	固定資産税	97,581	98,945	1,364	1.4%
	都市計画税	13,873	14,218	345	2.5%
	その他	16,188	16,689	501	3.1%
		市町村税計	229,061	228,111	-950
地方税計		429,397	427,409	-1,988	-0.5%

(注) 合計額には東日本大震災分80億円を含むため地財計画と一致しない

(資料) 地財計画関連資料より作成

に減少している。また、道府県分の地方消費税も円安による輸入物価の上昇により貨物割が伸び、2年連続で増加傾向にあったが、2024年度は前年度を下回る見通しである。ただし、国の新年度当初予算案では消費税をプラスと見込んでおり、両者の見通しの差がどのような根拠の違いなのか不明である。

一方、法人住民税および事業税といった法人課税は、道府県税が若干マイナスとなったものの全体としては堅調に伸びている。また、道府県税の株式等譲渡所得割や自動車税、市町村の固定資産税や都市計画税なども前年度を上回っており、定額減税の影響が他の税目の伸びによりある程度相殺されたことがわかる。

(3) 地方譲与税 (2兆7,293億円 5.0%)

地方譲与税は3年連続で前年度を上回り高い伸びとなった。内訳をみると最も増加したのが特別法人事業譲与税で前年度比5.2%である。その他では自動車重量譲与税および森林環境譲与税が前年度を上回った。自動車重量譲与税は2019年度の税制改正で自動車税の恒久的減税の見合いで都道府県自動車重量譲与税が創設され、段階的に

税率を引き上げるスケジュールとなっている。2024年度は引き上げの時期ではないので制度改正の影響はなく自然増を見込んだものとみられる。森林環境譲与税は本年度に国税森林環境税の課税が開始されるのにあわせて満額の譲与額となることから増加したとみられる。

一連の地方譲与税の増加も一般財源総額の確保に寄与しているといえるだろう。

(4) 地方特例交付金（1兆1,320億円 421.9%）

今回の地財計画の注目点の一つは定額減税に対する地財対策である。個人住民税に関する減収分は、地方特例交付金（定額減税減収補填特例交付金（仮称））で全額補てんすることになったため、前年度を大きく上回った。なお内訳は、従来の住宅ローン減税にともなう減収補てん1,974億円、定額減税の減収補てん9,234億円、新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補てん112億円となる。

(5) 地方交付税（18兆6,671億円 1.7%）

所得税の定額減税にともなう交付税の法定率分の減収については、法定率分全体の自然増収によって対応することとなり、特に財源対策は行われなかった。ただし、交付税特会借入金償還の円滑化として後年度2,076億円を加算する予定である。

図表8は交付税の総額確保の内容を前年度と比較したものである。表の上記は法定率分の内訳、下記は各種加算措置および精算等の控除額である。

法定率分の内訳をみると定額減税の影響で所得税がマイナス1兆403億円と大きく減少しているが、他の4税は法人税を中心に前年度を上回り、総額ではマイナス482億円の減少にとどまっている。

この法定率分を発射台として加算や精算等については以下のような特徴がある。なお、すでに地財対策の節で解説した既往法定分等、交付税特会剰余金の活用、公庫債権金利変動準備金の活用以外について取り上げる。

◆ 国税減額補正精算分（▲2,910億円）

交付税の法定率分の国税決算が当初見込みを下回った場合に相当額を後年度の法定率分から複数年度にわたり控除するものである。予定されていた2008年度、2009年度、2019年度分として前年度と同額の2,910億円が控除された。

◆ 国税減額補正精算前倒し分（▲2,223億円）

上記とは別に予定外の前倒し精算として2020年度分の2,223億円もあわせて控除

された。昨年度と同様に比較的交付税財源に余裕がある場合の対策であり、後年度の負担を軽減する目的である。

◆ **交付税特会借入金償還（▲5,000億円）**

過去の地財対策で活用された交付税特会借入金の残高は2023年度見通しで約28兆円に上る。現在償還計画にしたがって償還額を法定率分から差し引いており、2024年度は計画に沿って5,000億円を控除した。前年度は1兆3,000億円であったが、これは2022年度の補正予算で多額の繰越分が発生し、これを活用して計画を超えて償還を前倒ししたためである。

◆ **交付税特会借入金支払利子（▲1,965億円）**

交付税特会借入金は短期資金であり、毎年度の借り換えにともなう支払利子を法定率分から控除する。2024年度は1,965億円と2016年度以来の1,000億円台となった。これは、近年の金利上昇を織り込んだもので、長期金利に比べて金利上昇が遅い短期金利でも上昇を見込んだことになり、交付税特会借入金においても「金利ある世界」に入ったことは今後の地財対策において注意すべき点である。

◆ **前年度からの繰越金（4,843億円）**

第1章で触れたように2023年度補正予算で、交付税の法定率分の上振れなどにより確保した財源のうち、4,843億円を2024年度に地財対策の財源として繰り越した。前年度に比べると繰越額は少ないものの、定額減税のなかで総額確保に大きく寄与した。

以上のように交付税総額は定額減税のマイナスの影響や精算等の控除を予定通り実施しながらも、他の加算要素を含めて比較的余裕を持って確保したといえる。ただし、原理原則論からいえば法定率分は政府の見解⁽¹²⁾にもあるように「地方固有の財源」であり、交付税総額の確保の有無にかかわらず、国の減税政策の影響は本来であれば全額補てんされるべきである。

(12) 2005年2月15日 衆議院本会議 小泉首相答弁

図表 8 交付税総額確保の内容

		(億円)				
法定率分の内訳	法定5税	法定率%	2023	2024	前年度地財計画との比較	
					増減	伸び率
	所得税	33.1	69,669	59,266	-10,403	-14.9%
	法人税	33.1	48,333	56,422	8,089	16.7%
	酒税	50	5,900	6,045	145	2.5%
	消費税	19.5	45,599	46,455	856	1.9%
	地方法人税	100	18,919	19,750	831	4.4%
	法定率分計		188,419	187,938	-482	-0.3%
加算や精算等	国税減額補正精算分		-2,910	-2,910		
	国税減額補正精算前倒し分		-4,922	-2,223		
	法定加算（既往法定分）		154	3,488		
	交付税特別会計借入金償還		-13,000	-5,000		
	交付税特別会計借入金支払利子		-572	-1,965		
	交付税特別会計剰余金活用		1,200	500		
	公庫債権金利変動準備金活用		1,000	2,000		
	前年度からの繰越金		14,242	4,843		
	各種調整後の交付税総額		183,611	186,671		

(注) 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である

(資料) 2024年度地財計画および政府予算資料より作成

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

交付税の算定式の動向については、需要額のうち個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費、事業費補正除く）が道府県分および市町村分とも1.0%程度の増、包括算定経費が道府県分0.5%程度の増、市町村分3.0%程度の増といずれも前年度を上回る見通しである。包括算定経費については給与改定の一部や物価高騰対策が反映されたことが寄与している。

算定内容では「人口減少等特別対策事業費」において「取組の必要度」から「取組の成果」へと総額で200億円をシフトさせる。それぞれの算定額は道府県分が取組の必要度980億円程度、取組の成果1,020億円程度（70億円程度のシフト）、市町村分が取組の必要度2,020億円程度、取組の成果1,980億円程度（130億円程度のシフト）を予定している。

また「地域の元気創造事業費」の補正係数の算定では行革努力分と地域経済活性化分が算定されているが、行革努力分については経常的経費削減率の係数（ウエイト付け）が引き下げられた。その他、既述の「こども子育て費」では18歳以下人口

の割合が小さい団体に配慮した補正係数が適用される見通しである。

(6) 国庫支出金 (15兆8,042億円 5.3%)

義務教育教職員の処遇改善、こども・子育て施策の充実などにもない前年度を大きく上回っており、2010年度以降でも消費増税による社会保障の充実を除けば2010年代初頭のこども手当以来の高い伸び率となった。

伸び率が高かった項目は、義務教育職員給与費負担金、児童保護費負担金、障害者自立支援給付費等負担金、児童手当等交付金、子どものための教育・保育給付交付金が増えらる。このほか災害復旧事業費補助負担金も近年多発する自然災害を背景に増加傾向がみられる。

(7) 地方債 (6兆3,103億円 ▲7.4%)

地方債は臨財債の発行が前年度から半減したことなどにより、3年連続で減少している。その他の主な減少項目は旧合併特例債である。一方の主な増加項目は学校教育施設等、一般廃棄物処理、こども・子育て支援、過疎対策関連などがあげられる。このうちこども・子育て支援は「加速化プラン」の一環であり、今後も国の子育て支援の政策動向に応じて拡充される可能性がある。

(8) その他 ― 雑収入 (4兆7,182億円 2.9%)

雑収入は分担金・負担金・貸付金利子、財産運用収入、収益事業収入、寄付金等が含まれており、経済成長率や決算の伸び率などを勘案して積算している⁽¹³⁾。2024年度は4兆7,182億円(2.9%)と3年連続で増加しており、過去10年でみても前年度に次ぐ伸び率となっている。

同項目は地財計画ではほとんど注目されないが、昨年10月4日の財政制度等審議会(財政制度分科会)において、いわゆるふるさと納税(寄付金税額控除)との関係で取り上げられたことは注目される。ふるさと納税の件数は2015年の税制改正で特例控除が導入されて以来、ほぼ増加傾向が続いており、2022年度の寄付受入額は1兆円、2023年度の個人住民税控除額は7千億円近くに上る。地財計画ではこうした住民税の減収分が反映される一方、寄付金収入については見込額の2分の1が雑収入に算入さ

(13) 石原信雄『新地方財政調整制度論 改定版』ぎょうせい、2013年、205ページ参照

れる。

現行の一般財源総額実質同水準ルールのもとでは、ふるさと納税が年々増えていくと、それに準じた額が一般財源総額から雑収入へと外出しされ、地財対策による国の負担が増えることになるため、財源保障上の潜在的な課題といえる。

分科会の資料では寄付金総額が1兆円を超えるなかで、この収入を一般財源として扱うことを検討すべきという提案が示された。幸い、今回の地財計画をめぐって議論の俎上に上がった形跡はみられないが、来年度以降の同水準ルールをめぐる国の議論では、この問題が再浮上する可能性があり注視していく必要がある⁽¹⁴⁾。

結 び

最後に本稿のまとめと今後の地財計画を展望する。

2024年度の地財計画は、国のこども・子育て政策の強化、給与改定や計画人員の増員、会計年度任用職員の勤勉手当の計上、物価高騰対策などを盛り込んだことにより、収支規模および一般財源総額とも前年度を上回り、特に一般財源総額は一般財源総額実質同水準ルールのもとで大きく伸ばした。一方で財源不足は定額減税の影響を含みつつも堅実に縮小しており、地財規模と財政健全化を両立させる近年の地財対策の傾向を継承している。

一般財源総額の充実とは当該年度の必要額に対応したものではあるが、地財対策において、交付税特会借入金の積極的な償還や臨財債の発行抑制および同償還の促進などの財政健全化に積極的に取り組んだことが、総務省と財務省の地財対策の折衝において有利に働いた可能性がある。

歳出ではこども・子育て政策として一般行政経費および投資的経費の単独事業にそれぞれ1,000億円、500億円が盛り込まれた。単独事業は一般財源総額実質同水準ルールのもとで事実上抑制されてきたが、今回、具体的な政策をもって増額されたことは、標準的行政としての自治体の施策の余地を拡大した点で評価できる。この子育て関連の単独事業を足がかりとして独自性のある政策に積極的に取り組むことが、今後、地財計画における単独事業を充実させる試金石となるだろう。

(14) 年末の地方財政審議会の意見(12月11日)では、あくまで個人の意思に基づく寄付であり、収入の安定性もないことから標準的な収入とみなすことについて否定的な見解を述べている

また、こども・子育て政策の強化にともない、「こども子育て費」が地方交付税法の本則規定において創設されたことも特筆に値する。今回、こども・子育ての財政需要だけでなく、既存の需要項目から子ども関係の需要を一つにまとめたことで子育ての財政需要を可視化することになり、需要額全体の姿を大きく変える可能性がある⁽¹⁵⁾。

公共部門や地域人材の確保といった人への投資に関する経費の充実も目立った。

公共部門では給与改定や会計年度任用職員の処遇改善、地方公務員の人材育成、自治体間の連携協約による専門人材の確保など、地域人材については地域活性化起業人や地域おこし協力隊の拡充などが盛り込まれ、給与関係経費のほか一般行政経費、公営企業繰出金などにも計上された。人口減少社会に直面するなかでこうした地域の支え手の育成や確保は喫緊の課題であり、地財計画における経費の充実が期待される。

今後の地財計画の展望としては以下のような点があげられる。

◆ 一般財源総額実質同水準ルールの今後

2024年度は「骨太方針2021」にもとづく一般財源総額実質同水準ルールの最終年度となるため、本年半ばに閣議決定見込みの骨太方針2024の内容が注目される。今回の地財計画では物価や人件費の対策、子育て支援をはじめとする人口減少社会を背景とした諸政策の展開など財政需要の拡大が見込まれるものが多く、一般財源総額を従来の基準年度から実質同水準で維持するという財源保障の考え方には限界がある。一般財源総額の所要額が今後も増加するならば、その財源として交付税の法定率分の引き上げや税制改革など抜本的な財源確保の検討が必要である。

◆ こども子育て費のインパクト

既述のように交付税の通常項目として新たに創設される「こども子育て費」は、需要額算定における子育て関連需要を一括りにして、18歳以下人口を測定単位とするものであり、今年7月頃に各自治体が行う算定結果が注目される。同項目については人口減少社会に対応した新しい交付税算定の可能性を期待する一方で、測定単位の見直しにより若年層人口が集中する都市圏と過疎化が進む地方圏の交付税配分に大きな変化をもたらす懸念もある。総務省は18歳以下人口が少ない自治体に対して、補正係数の適用によりこうした影響を緩和する方針であるが、こうした算定の見直しをもたらす自治体間の交付税配分への影響について中期的に観察していく必要がある。

(15) 1月22日の都道府県財政課長・市町村担当課長会議で総務省担当者は「交付税の世界における子ども関係経費の一元化、見える化を図る」と述べている（時事通信社 i JAMP記事1月22日参照）

なお、地財計画のデジタル田園都市国家構想事業費（地方創生推進費、地域デジタル社会推進費）の交付税算定のうち「人口減少等特別対策事業費」では、補正係数の算定指標として年少者人口比率が用いられている。同項目は地方交付税法の附則で規定された臨時的なものであることから、子育て支援の財政需要を捉えてこども子育て費に移行させることで恒久化を図ることが望ましい。

◆ **金利上昇による財源不足拡大の懸念**

2024年度の国の一般会計当初予算案では国債の想定金利を17年ぶりに引き上げた結果、利払い費が前年度を1.2兆円上回る見通しとなった。地財対策でも交付税特会借入金支払利率が金利上昇を織り込んだ結果増加したことを踏まえると、今後の長短金利動向には注意を要する。地財計画では長期金利が関係する臨財債、短期金利が関係する交付税特会借入金のそれぞれの償還を抱えており、その残高は数十兆円単位である。金利上昇が顕著になれば償還費が財源不足を拡大させる懸念があり、その分、政策経費拡充の余地を狭めることになる。政策面での一般財源を確保しつつ債務の圧縮をどのように進めていくかが課題である。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長）

キーワード：定額減税／物価高騰／給与改定／会計年度任用職員／こども子育て／普通交付税新項目

【参考文献】

飛田博史「2024年度地財計画と地方財政」『月刊自治研』2024年2月号

飛田博史「2023年度地方財政計画について」『自治総研』2023年3月号

宇野二郎「24年度地方財政対策を読む」i JAMP 2024年1月17日付け

小西砂千夫「こども・子育て支援で期待される自治体の創意と工夫」i JAMP 2024年1月10日付け

<資料1> (総務省ホームページ資料を掲載、資料2も同じ)

令和6年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
令和6年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(水準超経費を除く交付団体ベース)を**62.7兆円(対前年度比+0.6兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**18.7兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保
- ・ 臨時財政対策債は**0.5兆円(対前年度比▲0.5兆円)**に抑制

・ 一般財源総額(水準超経費除き) (※ 水準超経費を含めた一般財源総額)	62.7兆円 (65.7兆円)	対前年度比 +0.6兆円 (同 +0.6兆円)
・ 地方税・地方譲与税	45.5兆円	同 ▲0.0兆円
・ 地方特例交付金等	1.1兆円	同 +0.9兆円
・ 地方交付税	18.7兆円	同 +0.3兆円
・ 臨時財政対策債	0.5兆円	同 ▲0.5兆円

(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 定額減税による減収への対応

- ・ 個人住民税の減収(0.9兆円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- ・ 地方交付税の減収(0.8兆円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1.2兆円)により対応。減税の影響を含めても、上記1(1)のとおり適切に地方財源を確保。更に、後年度、0.2兆円の加算を実施(特会借入金償還の円滑化に活用)

(3) こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- ・ 「加速化プラン」の地方負担(0.2兆円)について必要な財源を確保
- ・ こども・子育て政策の単独事業(ソフト)について一般行政経費(単独)を0.1兆円増額
- ・ こども・子育て政策の単独事業(ハード)を500億円計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
- ※ こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善
- ・ 普通交付税の費目として「こども子育て費」を創設し、関連政策全般を算定

(4) 給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- ・ 給与改定分(0.3兆円)
- ・ 会計年度任用職員の勤勉手当支給分(0.2兆円)

(5) 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、700億円計上(前年度同額)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)			
区 分		6年度 A	5年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	42.7	42.9	▲ 0.1	▲ 0.3
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.0
	地方特例交付金等	1.1	0.2	0.9	421.9
	地方交付税	18.7	18.4	0.3	1.7
	国庫支出金	15.8	15.0	0.8	5.3
	地方債	6.3	6.8	▲ 0.5	▲ 7.4
	臨時財政対策債	0.5	1.0	▲ 0.5	▲ 54.3
	臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.1
	雑収入	4.7	4.6	0.1	2.9
その他	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 410.5	
計		93.6	92.0	1.6	1.7
一般財源		65.7	65.1	0.6	1.0
(水準超経費を除く交付団体ベース)		62.7	62.2	0.6	0.9
歳 出	給与関係経費	20.2	19.9	0.3	1.6
	退職手当以外	19.2	18.8	0.4	2.0
	退職手当	1.1	1.1	▲ 0.1	▲ 5.0
	一般行政経費	43.7	42.1	1.6	3.8
	うち 補助	25.1	24.0	1.2	4.9
	うち 単独	15.4	15.0	0.4	2.8
	うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.9	11.3	▲ 0.4	▲ 3.2
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.7
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.1
	直轄・補助	5.6	5.7	▲ 0.0	▲ 0.6
	単独	6.4	6.3	0.1	0.8
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	うち こども・子育て支援事業費	0.05	-	0.05	皆増
	公営企業繰出金	2.3	2.4	▲ 0.1	▲ 3.2
	水準超経費	3.0	2.9	0.1	3.1
計		93.6	92.0	1.6	1.7

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

令和6年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和6年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【I 令和6年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	93兆6,388億円	(5)92兆 350億円、+1兆6,038億円、+ 1.7%)
(2) 地方一般歳出	78兆4,568億円	(5)76兆4,839億円、+1兆9,729億円、+ 2.6%)
(3) 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆7,180億円	(5)62兆1,635億円、+ 5,545億円、+ 0.9%)
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円	(5) 65兆 535億円、+ 6,445億円、+ 1.0%)
(4) 地方交付税の総額	18兆6,671億円	(5)18兆3,611億円、+ 3,060億円、+ 1.7%)
(5) 地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	(5)45兆4,752億円、▲ 130億円、▲ 0.0%)
(6) 地方特例交付金等	1兆1,320億円	(5) 2,169億円、+ 9,151億円、+421.9%)
(7) 臨時財政対策債	4,544億円	(5) 9,946億円、▲ 5,402億円、▲ 54.3%)
(8) 財源不足額	1兆8,132億円	(5) 1兆9,900億円、▲ 1,768億円、▲ 8.9%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	904億円	(5) 935億円、▲ 31億円、▲ 3.3%)
② 規模	2,631億円	(5) 2,647億円、▲ 16億円、▲ 0.6%)
(2) 全国防災事業 規模	250億円	(5) 587億円、▲ 337億円、▲ 57.4%)

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に対応し、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆7,180億円（前年度比 + 5,545億円、+ 0.9%）
 ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 6,980億円（同 + 6,445億円、+ 1.0%）
 [一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 69.7%（⑤69.6%）]

- ・ 地方税 42兆7,329億円（前年度比 ▲ 1,422億円、▲ 0.3%）
- ・ 地方譲与税 2兆7,293億円（同 + 1,292億円、+ 5.0%）
- ・ 地方交付税 18兆6,671億円（同 + 3,060億円、+ 1.7%）
- ・ 地方特例交付金等 1兆1,320億円（同 + 9,151億円、+ 421.9%）
- ・ 臨時財政対策債 4,544億円（同 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%）

○ 地方債 6兆3,103億円（前年度比 ▲ 5,060億円、▲ 7.4%）

- ・ 臨時財政対策債 4,544億円（前年度比 ▲ 5,402億円、▲ 54.3%）
- ・ 臨時財政対策債以外 5兆8,559億円（同 + 342億円、+ 0.6%）
- 通常債 5兆 959億円（同 + 342億円、+ 0.7%）
- 財源対策債 7,600億円（同 0億円、0.0%）

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税（出口ベース） 18兆6,671億円（前年度比 +3,060億円、+1.7%）

＜一般会計＞

- (1) 地方交付税の法定率分等
 - ・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分
（うち定額減税による地方交付税の減収 ▲ 7,620億円）
 - ・ 国税減額補正精算分(㉔、㉕、①)等 ▲ 2,910億円
 - ・ 国税減額補正精算の前倒し分(②) ▲ 2,223億円
- (2) 一般会計における加算措置（既往法定分等） 3,488億円

＜特別会計＞

- (1) 地方法人税の法定率分 2兆 127億円(b)
- (2) 交付税特別会計借入金償還額 1兆9,750億円 ▲ 5,000億円
- (3) 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 1,965億円
- (4) 交付税特別会計剰余金の活用 500億円
- (5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- (6) 令和5年度からの繰越金 4,843億円

＜地方交付税＞(a)+(b)

18兆6,671億円

(参考) 地方交付税の推移(兆円)

	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	①	②	③	④	⑤	⑥
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7					

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）③

3 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 財源不足の縮小 ⑤ 1兆9,900億円 → ⑥ 1兆8,132億円 (▲ 1,768億円)
- ・ 臨時財政対策債の抑制 ⑤ 9,946億円 → ⑥ 4,544億円 (▲ 5,402億円)
- ・ 年度末残高見込み ⑤ 49兆 119億円 → ⑥ 45兆7,750億円 (▲ 3兆2,369億円)
- ・ 国税減額補正精算の前倒し 2,910億円 → 5,133億円 (+ 2,223億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5

4 財源不足の補填

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円(前年度比▲1,768億円、▲8.9%)

※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填 5,988億円
 - ・ 一般会計における加算措置(既往法定分等) 3,488億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 500億円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- ③ 臨時財政対策債の発行 4,544億円

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

5 定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収(9,234億円)は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収(7,620億円)は、繰越金・自然増収による法定率分の増(1兆1,982億円)により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施(交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用)

6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 …P12～P13参照

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分の増(2,251億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保
- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費(単独)を1,000億円増額
- 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」(500億円)を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・ 給与改定に要する経費(地方負担分)	3,267億円
うち会計年度任用職員分	600億円
・ 会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑤

8 物価高への対応 ……P14参照

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

9 地域脱炭素の一層の推進 ……P15参照

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

10 消防・防災力の一層の強化 ……P16参照

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 ……P17参照

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑥

12 地方公務員の人材育成・確保の推進 ……P18参照

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

13 デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

14 新型コロナウイルスワクチン接種に係る地方財政措置

- 新型コロナウイルスワクチン接種を令和6年度から定期接種（B類疾病）として実施するために必要な経費として、一般行政経費（単独）を増額
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 450億円

令和6年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑦

15 社会保障の充実及び人づくり革命等

○ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,987億円(⑤)2兆7,972億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(⑤) 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,491億円(⑤)1兆6,347億円)

16 公営企業の経営安定化支援・・・P19参照

- 計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充
- 機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え(病床機能転換に必要な部分に限る。)を病院事業債(特別分)の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「経営・財務マネジメント強化事業」(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)において、新たに、地方団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

令和6年度地方財政計画の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 904億円（前年度比▲31億円、▲ 3.3%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 補助事業の地方負担分 534億円（前年度比＋ 4億円、＋ 0.8%）
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業等） 122億円（前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%）
 - ③ 地方税等の減収分 248億円（前年度比▲33億円、▲11.7%）

※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円（令和5年度予算額：654億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和6年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,611億円

令和6年度 地方財政収支（通常収支分）

歳出 93.6兆円 (+11.6)	給与関係経費 20.2 (+0.3) [給与改定分 +0.3 等]	一般行政経費 43.7 (+1.6) [加速化プラン分(補助・単独): +0.8 こども・子育て単独事業分: +0.1 会計年度任用職員の勤労手当分: +0.2 等]	投資的経費 12.0 (+0.0)	公債費 10.9 (▲0.4)	その他 6.8 (+0.0)
---------------------------------------	--	---	-------------------------	-----------------------	----------------------

(単位:兆円)

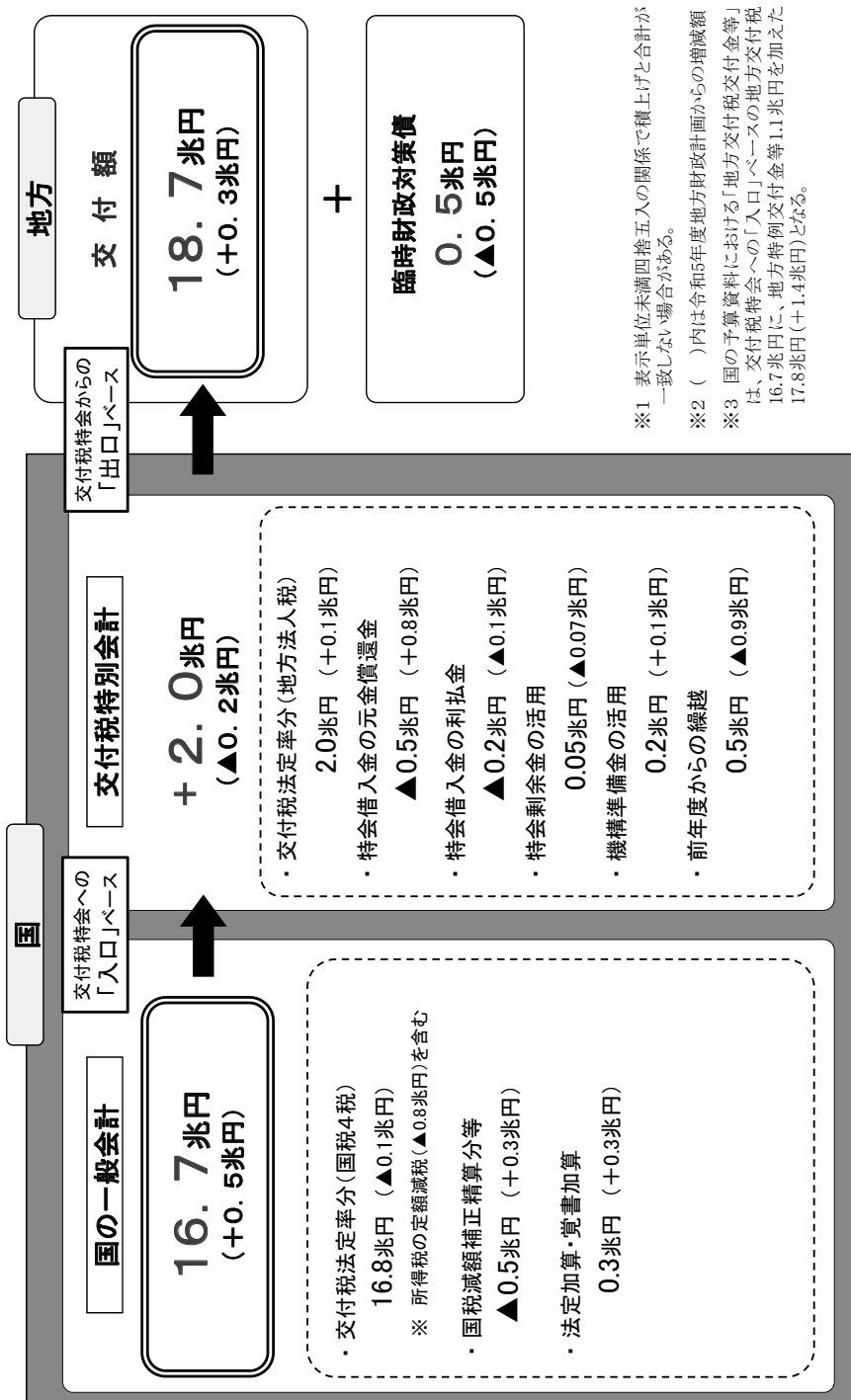
歳入 93.6兆円 (+11.6)	国庫支出金 15.8 (+0.8)	地方債等 11.4 (+0.2)	地方税・地方譲与税 45.5 (▲0.0)	地方特例交付金等 1.1 0.9 (+0.9)	地方交付税 18.7兆円 (+0.3兆円)	繰上特命課税等 繰上特命課税等 繰上特命課税等の活用 0.3 0.3	臨時財政対策債 0.5 (▲0.5)	建設地方債の増発 0.8 (同額)
---------------------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	---	--------------------------	-------------------------

財源不足額
 1.8兆円(▲0.2兆円)

地方一般財源総額 65.7兆円(+0.6兆円)
 地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.7兆円(+0.6兆円)

注1: 表示単位未満四捨五入の関係で種上げと合計が一致しない場合がある。
 注2: ()内は令和5年度地方財政計画からの増減額

令和6年度地方交付税の姿



※1 表示単位未満四捨五入の関係で繰上げと合計が一致しない場合がある。

※2 ()内は令和5年度地方財政計画からの増減額

※3 国の予算資料における「地方交付税交付金等」は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税16.7兆円に、地方特例交付金等1.1兆円を加えた17.8兆円(+1.4兆円)となる。

こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進等

- 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額し、普通交付税で措置
- 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよ里的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の確保

・地方独自のこども・子育て施策（例） ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

子育てしやすい環境の整備（職場環境整備等）

幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等

産前・産後ケアや伴走型支援の充実

こどもの居場所づくりへの支援

就労要件等を問わずこどもを預けられる取組

放課後児童クラブに対する独自の支援

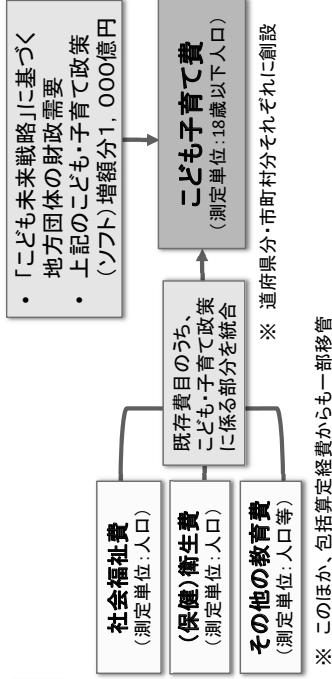
ひとり親家庭等への支援

結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設

※ 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる



こども・子育て支援事業債の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善(ハード)を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」を計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設

1. 対象事業

地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例) ・ 子育て相談室 ・ あそびの広場
 ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例) ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 ・ バリアフリー改修 ・ 園庭の整備(芝生化)
 ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率: 90% 交付税措置率: 50% (機能強化を伴う改修) 又は 30% (新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に700億円を計上(前年度同額)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に300億円を計上 ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
- ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(42.2万円 ⇒ 46.8万円)(11%増)
- ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(47.0万円 ⇒ 52.0万円)(11%増)

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

地域脱炭素の一層の推進

- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

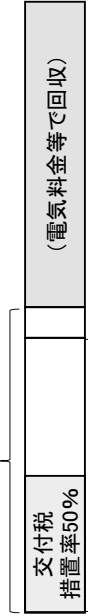
1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクタ一等に對する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

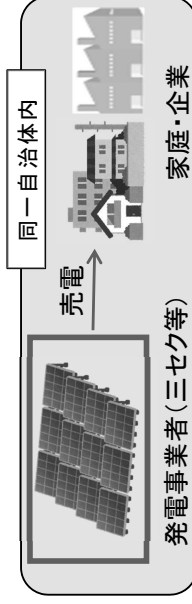
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化
- ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入
- ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外

消防・防災力の一層の強化

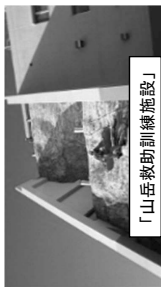
- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

〔 ・ 広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること
 ・ 連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象
- 連携・協力による訓練施設の整備
- 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備
- 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(トイレカー)の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



2. 特別交付税措置の拡充

- (1) 消防の広域化、連携・協力の更なる推進(現行の特別交付税措置率0.5)
 - ・ 広域化の準備経費:「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定
 - ・ 連携・協力の準備経費: 共同部隊が使用する装備品等を対象とする
- (2) 消防団員の報酬に対する措置
 - ・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費(基準財政需要額を上回る額)を対象とする(措置率0.5)

地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

- 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業者」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

1. 「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

- (1) ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設(措置率0.5)

【対象】①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費(施設改修費等への補助)

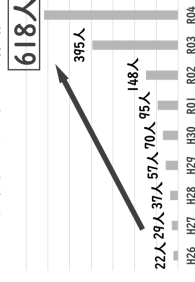
- (2) ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ(過疎地域等は45%から60%へ)引上げ

※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

2. 「地域活性化起業者」の拡充

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業者について、企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)に加え、地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式(副業型)に対する特別交付税措置を創設(上限200万円/人)

＜地域活性化起業者の推移＞



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- (1) 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
 - ・ 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤労手当の支給への対応のため引上げ (隊員1人当たり280万円⇒320万円)
 - ・ より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用※の上限を引上げ(弾力運用幅の上限50万円⇒100万円)
 - ※ 活動に要するその他の経費(隊員1人当たり200万円)の一部を報償費等として弾力的に支給可能
- (2) JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設(道府県のみ)
 - 外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等(上限200万円/団体)及び外国人の隊員のサポート(上限100万円/団体)

＜地域おこし協力隊員数＞



地方公務員の人材育成・確保の推進

- 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の創設・拡充

- 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関する実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設

(1) 自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

(2) 都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充

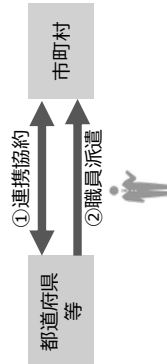
- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合は対象

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

- 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象

公営企業の経営安定化支援

- コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り組み団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設
- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

1. 交通事業債(経営改善推進事業)の創設

【対象事業】 資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】 経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組みむことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

- ① 資金不足額(流動負債－流動資産)
- ② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×5年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

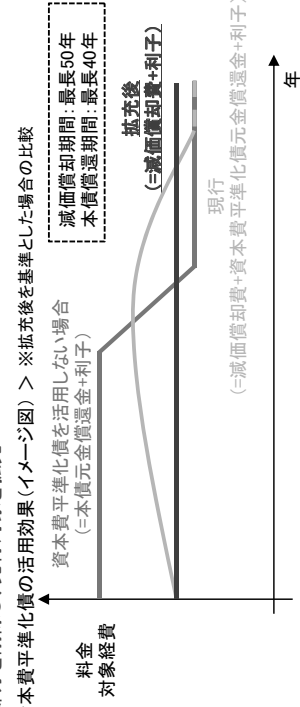
2. 資本費平準化債の対象拡充

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 元金償還金の元金償還金 - 減価償却費相当額等

＜見直し部分＞

資本費平準化債の活用効果(イメージ図) > ※拡充後を基準とした場合の比較
⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充



※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元金償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】 下水道事業、交通事業 等

【地方債計画計上額(増額分)】 1,150億円

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分	令和6年度	令和5年度
歳入合計	936,388	920,350
地方税	427,329	428,751
地方譲与税	27,293	26,001
地方特例交付金等	11,320	2,169
地方交付税	186,671	183,611
地方債	63,103	68,163
うち臨時財政対策債	4,544	9,946
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 8	▲ 3
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 169	60
主 一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	656,980	650,535
関 一般財源比率 ②+③+④+⑤+⑧+⑨	69.7%	69.6%
な ①		
指 地方債依存度 ⑥	6.7%	7.4%
標 ①		
財 政		

（参考）

- 地方の借入金残高（東日本大震災分を含む） 178.9兆円（令和6年度末見込） ※ 183.4兆円（令和5年度末見込）
- 交付税特別会計借入金残高 28.1兆円（令和6年度末見込） ※ 28.6兆円（令和5年度末見込）

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

区 分	令和6年度			令和5年度			増減 (C)/(B)	率 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(B)	(A)-(B)	(C)		
地方	427,329	428,751	△ 1,422	△ 0.3				
地方譲与	27,293	26,001	1,292	5.0				
地方交付金	11,320	2,169	9,151	421.9				
地方交付金	186,671	183,611	3,060	1.7				
地方交付金	158,042	150,085	7,957	5.3				
地方債	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4				
うち臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3				
うち財源対策債	7,600	7,600	0	0.0				
費用材料及び手数料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1				
雑収入	47,182	45,867	1,315	2.9				
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 8	△ 3	△ 5	166.7				
全国防災事業一般財源充当分	△ 169	60	△ 229	△ 381.7				
計	936,388	920,350	16,038	1.7				
一般財源	656,980	650,535	6,445	1.0				
(水準超経費を除く交付団体ベース)	627,180	621,635	5,545	0.9				

区 分	令和6年度			令和5年度			増減 (C)/(B)	率 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(B)	(A)-(B)	(C)		
給付	202,292	199,053	3,239	1.6				
退職手当以外	191,527	187,724	3,803	2.0				
退職手当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0				
一般行政費	436,893	420,841	16,052	3.8				
補助	251,417	239,731	11,686	4.9				
単独	153,861	149,684	4,177	2.8				
国庫補助・地方交付金	14,915	14,726	189	1.3				
デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0	0.0				
地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0				
地域デジタル社会推進費	2,500	2,500	0	0.0				
地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0				
公債	108,961	112,614	△ 3,653	△ 3.2				
維持補修費	15,344	15,237	107	0.7				
うち緊急度深推進事業費	1,100	1,100	0	0.0				
投資的経費	119,896	119,731	165	0.1				
直轄・補助	56,259	56,594	△ 335	△ 0.6				
単独	63,637	63,137	500	0.8				
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0				
うち公共施設等運営管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0				
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0				
うち服従業務推進事業費	1,000	1,000	0	0.0				
うち子ども・子育て支援事業費	500	-	500	皆増				
公営企業繰出金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2				
企業債償還費普通会計負担分	13,059	13,997	△ 938	△ 6.7				
その他の	10,143	9,977	166	1.7				
不交付団体水準超経費	29,800	28,900	900	3.1				
計	936,388	920,350	16,038	1.7				
(水準超経費を除く交付団体ベース)	906,588	891,450	15,138	1.7				
地方一般歳出	784,568	764,839	19,729	2.6				

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

区 分	(単位：億円、%)			
	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	904	935	△ 31	△ 3.3
復興特別交付税	8	3	5	166.7
一般財源当分金	1,655	1,632	23	1.4
地方債	2	9	△ 7	△ 77.8
雑収入	62	68	△ 6	△ 8.8
計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6
歳出	51	54	△ 3	△ 5.6
与関係経費	1,187	1,288	△ 101	△ 7.8
補単	836	902	△ 66	△ 7.3
公債	351	386	△ 35	△ 9.1
投資的経費	62	68	△ 6	△ 8.8
直轄・補助単	1,331	1,237	94	7.6
公営企業繰出金	1,329	1,235	94	7.6
雑	2	2	0	0.0
公営企業繰出金	0	0	0	0.0
計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6

(2) 全国防災事業

区 分	(単位：億円、%)			
	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入	80	646	△ 566	△ 87.6
地方財源当分	169	△ 60	229	△ 381.7
雑収入	1	1	0	0.0
計	250	587	△ 337	△ 57.4
歳出	250	587	△ 337	△ 57.4
計	250	587	△ 337	△ 57.4

(参考) 通常収支分と東日本大震災分の合計

区 分	令和6年度				令和5年度				増減 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	
地方譲与税	427,409	429,397	△ 1,988	1,988	△ 0.5				
地方特例交付金等	27,293	26,001	1,292	1,292	5.0				
地方交付税	11,320	2,169	9,151	421.9					
震災復興特別交付税以外	187,575	184,546	3,029	1.6					
震災復興特別交付税	186,671	183,611	3,060	1.7					
国庫支出金	904	935	△ 31	3.3					
地方債	159,697	151,717	7,980	5.3					
うち臨時財政対策債	63,105	68,172	△ 5,067	△ 7.4					
うち臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3					
使用料及び手数料	7,600	7,600	0	0.0					
雑収入	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1					
計	47,245	45,936	1,309	2.8					
一般財源	939,269	923,584	15,685	1.7					
	658,141	652,059	6,082	0.9					

区 分	令和6年度				令和5年度				増減 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	
給与関係経費	202,343	199,107	3,236						1.6
退職手当以外	191,578	187,778	3,800						2.0
退職手当	10,765	11,329	△ 564						△ 5.0
一般行政経費	438,080	422,129	15,951						3.8
補助	252,253	240,633	11,620						4.8
単独	154,212	150,070	4,142						2.8
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,915	14,726	189						1.3
デジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0						0.0
地方創生推進費	10,000	10,000	0						0.0
地域デジタル社会推進費	2,500	2,500	0						0.0
地域社会再生事業費	4,200	4,200	0						0.0
公債	109,273	113,269	△ 3,996						△ 3.5
維持補修費	15,344	15,237	107						0.7
うち緊急浸透推進事業費	1,100	1,100	0						0.0
投資的経費	121,227	120,968	259						0.2
直轄	57,588	57,829	△ 241						△ 0.4
単独	63,639	63,139	500						0.8
うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0						0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0						0.0
うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0						0.0
うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0						0.0
うち子ども・子育て支援事業費	500	-	500						皆増
営業債償還費普通会計負担分	23,202	23,974	△ 772						△ 3.2
その他	13,059	13,997	△ 938						△ 6.7
不交付団体水増し	10,143	9,977	166						1.7
計	939,269	923,584	15,685						1.7
地方一般歳出	787,137	767,418	19,719						2.6

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			年 度	対 前 年 度 伸 び 率		
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税		地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	20	0.3	0.0	0.2
63	6.3	5.7	9.4	21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6
平成元年度	8.6	7.1	8.1	22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2
2	7.0	6.7	7.5	23	0.5	0.8	2.8
3	5.6	7.4	6.1	24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8
4	4.9	5.9	4.1	25	0.1	▲ 0.1	1.1
5	2.8	4.4	1.6	26	1.8	2.0	2.9
6	3.6	4.6	▲ 5.7	27	2.3	2.3	7.1
7	4.3	3.6	3.6	28	0.6	0.9	3.2
8	3.4	2.3	0.1	29	1.0	1.0	0.9
9	2.1	0.9	9.6	30	0.3	0.9	0.9
10	0.0	▲ 1.6	3.9	令和元年度	3.1	4.0	1.9
11	1.6	1.8	▲ 8.3	2	1.3	2.3	1.9
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0
13	0.4	▲ 0.6	1.5	4	0.9	0.6	8.3
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	5	1.6	0.8	4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	6	1.7	2.6	▲ 0.3
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5				
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1				
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7				
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7				
			(6.5)				

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年度	地方計画 金額 (億円)	対前年度 増減 (億円)	地方依存 度 (%)	地方の借入金 残 (兆円)	年度	地方計画 金額 (億円)	対前年度 増減 (億円)	地方依存 度 (%)	地方の借入金 残 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64	17	122,619	▲18,829	14.6	201
63	60,481	6,581	10.4	66	18	108,174	▲14,445	13.0	200
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66	19	96,529	▲11,645	11.6	199
2	56,241	649	8.4	67	20	96,055	▲474	11.5	197
3	56,107	▲134	7.9	70	21	118,329	22,274	14.3	199
4	51,400	▲4,707	6.9	79	22	134,939	16,610	16.4	200
5	62,254	10,854	8.1	91	23	114,772	▲20,167	13.9	200
6	103,915	41,661	13.1	106	24	111,654	▲3,118	13.6	201
7	113,054	9,139	13.7	125	25	111,517	▲137	13.6	201
8	129,620	16,566	15.2	139	26	105,570	▲5,947	12.7	201
9	121,285	▲8,335	13.9	150	27	95,009	▲10,561	11.1	199
10	110,300	▲10,985	12.7	163	28	88,607	▲6,402	10.3	197
11	112,804	2,504	12.7	174	29	91,907	3,300	10.6	196
12	111,271	▲1,533	12.5	181	30	92,186	279	10.6	194
13	119,107	7,836	13.3	188	令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
14	126,493	7,386	14.4	193	2	92,783	▲1,500	10.2	192
15	150,718	24,225	17.5	198	3	112,407	19,625	12.5	191
16	141,448	▲9,270	16.7	201	4	76,077	▲36,331	8.4	187
					5	68,163	▲7,914	7.4	183
					6	63,103	▲5,060	6.7	(見込) 179
									(見込) 179